

甲州市農業委員会だより

1. 農地の利用状況調査への

ご協力をお願いいたします。

毎年、農業委員会では「農地利用状況調査」を実施しています。この調査は、地域の農地が適正に耕作されているかどうかを確認し、遊休農地の発生を未然に防ぐことを目的としています。

耕作放棄地が増えると、農村景観や防災面等多方面において影響が出る恐れがあります。本調査では、農業委員及び推進委員が現地へ赴き、農地の利用実態を目視で確認いたします。調査の際には、土地所有者や耕作者への聞き取りを行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

農地の現状を正しく把握することは、農業振興の基礎となります。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2. 法務局への変更手続き完了後の

農地の所有者変更時は届出を忘れずにしましょう。

相続等により所有権が変更となった際には、法務局での変更手続きが完了した後、「農地法第3条の3」様式により、農業委員会への届出が必須となります。この届出を怠ると必要な手続きを踏む際の障壁となります。

本届出は、農地の権利を取得した日からおおむね10日以内に行うことが望ましく、届出書には、取得者の氏名・住所・取得日・取得理由・農地の所在地等を記載します。様式は農業委員会窓口に設置してあります。また、甲州市HPにおいても掲載しております。

農業委員会では、提出された届出を基に、市が管理する農地台帳データを更新しています。相続登記は完了しているが、農業委員会への届出が済んでいない方は農業委員会への提出をお願いいたします。



甲州市農業委員会事務局

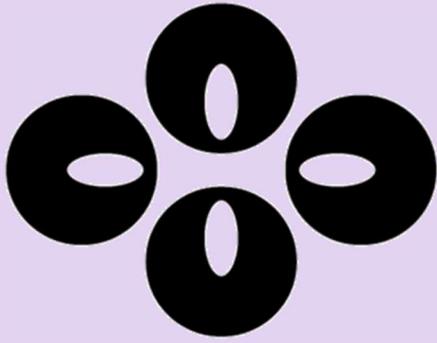
第6号

発行日：令和7年11月28日

所在地：甲州市塩山上於曾1085-1
(本庁舎2階11番窓口)

T E L : 0553-32-5092

1. 農地の利用状況調査への
ご協力をお願いいたします。
2. 法務局への変更手続き完了後の農地の所有者変更時は届出を忘れずにしましょう。
3. 不在村地主の皆さまへ
～農地管理は所有者の責任です～
4. 地域計画の更新について
5. 農業委員会の動き
6. その他（農政に関すること）



甲州市農業委員会事務局

第6号

発行日：令和7年11月28日

所在地：甲州市塩山上於曾1085-1
(本庁舎2階11番窓口)

T E L : 0553-32-5092

1. 農地の利用状況調査への
ご協力をお願いいたします。
2. 法務局への変更手続き完了後の農地の所有者変更時は届出を忘れずにしましょう。
3. 不在村地主の皆さまへ
～農地管理は所有者の責任です～
4. 地域計画の更新について
5. 農業委員会の動き
6. その他（農政に関すること）

3. 不在村地主の皆さまへ

～農地管理は所有者の責任です～

『不在村地主』とは、その農地がある市町村に居住していない農地所有者を意味します。近年、不在村地主が増加の傾向にあり、農地を相続しても耕作を行わず、そのまま放置されるケースが多く見られます。

適切な管理がされないまま農地が放置されると、住民や近隣耕作者等に悪影響を及ぼすことに繋がります。農地の適正な利用・管理は、所有者の大切な責務です。農地法第2条の2において、農地について権利を有する方の責務が定められていますが、甲州市では農地の雑草繁茂、害虫の発生、鳥獣被害の誘発など、遊休農地が原因となるトラブルや苦情が年々増加しています。農地を放置せず、地域の農業を守るためにも、所有者として責任のある対応をお願いいたします。

4. 地域計画の更新について

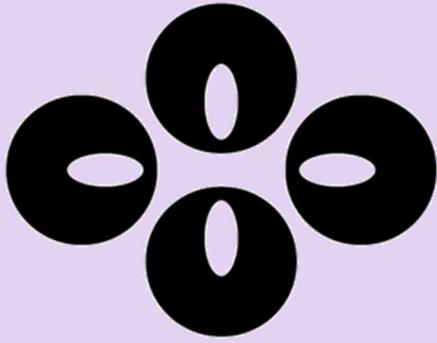
令和7年9月26日開催の農業委員会定例総会終了後に地域計画更新のための地域座談会を開催しました。

当日は、農業委員・農地利用最適化推進委員をはじめ認定農業者等に参集いただき、昨年度策定した地域計画の変更案について協議・検討を行いました。甲州市においては、今後年1回程度地域計画の更新を行う予定です。寄せられた意見等を反映した市内10地区の地域計画の情報は市のHPにおいて掲載していますので、ご覧ください。

5. 農業委員会の動き

- ・定例総会（7月25日・8月29日・9月26日）
於：市役所本庁舎第一会議室（7月・8月・9月）
- ・農地の利用状況調査（9月～11月15日）
於：市内全域
- ・農業委員会視察研修
於：群馬県沼田市（11月）
- ・各委員の最適化活動（随時）





6. その他（農政に関すること）

・甲州市地域おこし協力隊市長訪問

令和7年7月7日及び9月1日に甲州市地域おこし協力隊（アグリトレーニー）の7名が、今年収穫した桃とぶどうを持って鈴木市長を訪れました。

今期の農作業を進めていく中で、各隊員反省はあったとのことでしたが、それ以上に充実した日々を過ごしていると報告されていました。



甲州市農業委員会事務局

第6号

発行日：令和7年11月28日

所在地：甲州市塩山上於曾1085-1
（本庁舎2階11番窓口）

T E L：0553-32-5092

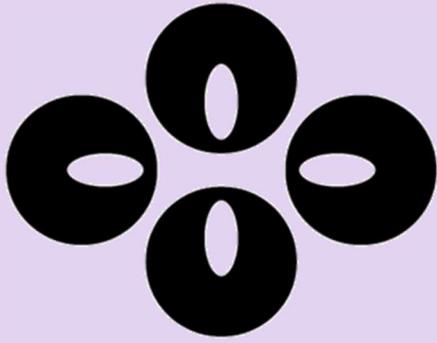
・せたがやふるさと区民まつり

甲州市農業振興協議会は令和7年8月2日、3日の2日間、東京都世田谷区馬事公苑で開催された「せたがやふるさと区民まつり」にて、甲州市産のすももと桃の試食販売をおこないました。

来場者の皆様には旬を迎えた高品質なフルーツを堪能していただくことができました。

1. 農地の利用状況調査への
ご協力をお願いいたします。
2. 法務局への変更手続き完了後の農地の所有者変更時は届出を忘れずにしましょう。
3. 不在村地主の皆さまへ
～農地管理は所有者の責任です～
4. 地域計画の更新について
5. 農業委員会の動き
6. その他（農政に関すること）





・鈴木市長の大阪市場トップセールス

令和7年8月25日、26日の2日間、JAフルーツ山梨とともに大阪市場における甲州市産ブドウのトップセールスをおこないました。

大果大阪青果とは大阪市場販売戦略懇談会をおこない、大果せり台前では市長より市場関係者に挨拶をさせていただきました。その後は、シャインマスカット及び市PRパンフレット等の配布をおこないました。

大阪市場における甲州市産ブドウの価値や需要を体感することができました。今後の市産果実の販売促進に活かしてまいります。



甲州市農業委員会事務局

第6号

発行日：令和7年11月28日

所在地：甲州市塩山上於曾1085-1

(本庁舎2階11番窓口)

T E L : 0553-32-5092

・峡東地域世界農業遺産フェスティバル

9月7日に山梨県笛吹川フルーツ公園にて、「峡東地域の恵み みらいへつなぐ」をテーマにした世界農業遺産フェスティバルが開催されました。

第3回目となる今回も県内外から大変多くの方にご来場をいただきました。世界農業遺産にまつわる多彩なイベントやブースを通して、峡東地域の魅力を広く伝える機会となりました。



1. 農地の利用状況調査への
ご協力をお願いいたします。
2. 法務局への変更手続き完了後の農地の所有者変更時は届出を忘れずにしましょう。
3. 不在村地主の皆さまへ
～農地管理は所有者の責任です～
4. 地域計画の更新について
5. 農業委員会の動き
6. その他（農政に関すること）